

地球温暖化対策推進法に基づく
「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に
係るガイドライン
(地域の合意形成・地域の理解関連)

【様式・参考資料編】

令和5年9月策定

令和6年6月改定

宮城県環境生活部次世代エネルギー室

目次

本ガイドラインで定める様式（協議会における決議まで）（ガイドライン4（2）関係）

様式番号	様式名	作成者	提出先	ページ
参考様式第1号	再生可能エネルギー発電事業計画の認定に係る協議依頼書	事業者	市町村	2
参考様式第2号	再生可能エネルギー発電事業計画の認定に係る協議会参画依頼書	事業者	市町村	3
別紙	事業計画書兼認定判断シート	事業者	市町村	4
別紙	事業計画書兼認定判断シート 記入要領			13
別紙	事業計画書兼認定判断シート 事業者記入例			16

国様式（協議会における決議後、地域脱炭素化促進事業の認定に係るもの）（ガイドライン4（3）関係）

様式番号	様式名	作成者	提出先	ページ
別記様式第1	地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書	事業者	市町村	22
参考様式第1	地域脱炭素化促進事業計画に係る認定について（通知）	市町村	事業者	23
別記様式第3	地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書	事業者	市町村	25

県様式（協議会における決議後、準ずる事業の認定に係るもの）（ガイドライン4（4）関係）

様式番号	様式名	作成者	提出先	ページ
様式第1号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る市町村長の認定について（申請）	事業者	市町村	26
様式第2号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る知事の認定について（申請）	事業者	県	27
様式第3号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定通知書	県	事業者	29
様式第6号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る市町村長の変更認定について（申請）	事業者	市町村	30
様式第7号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る知事の変更認定について（申請）	事業者	県	31
様式第8号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る変更認定通知書	県	事業者	32
様式第11号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る変更届出書	事業者	県 市町村	33

市町村担当部署一覧・・ 34

協議会規約例・・ 35

改定履歴
令和5年9月25日 策定（第1版）
令和6年6月4日 改訂（第2版）

再生可能エネルギー発電事業計画の認定に係る協議依頼書

年 月 日

〇〇市町村長 殿

申請者

住所

氏名

(法人の場合には、名称及び代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地)

別紙の再生可能エネルギー発電事業計画の地域の合意形成等に向け、貴市町村が設置する協議会において、協議願います。

【解説】

- ・ この協議書は、温対法第 22 条の 2 に基づき地域脱炭素化促進事業の認定を希望する者、又は再エネ地域共生促進税条例第 3 条第 6 号に基づき「準ずる事業」の認定を希望する者が、ガイドライン 4 (1) ①市町村が協議会を設置する方法を選択する場合に、当該市町村に提出するものです。
- ・ 本協議書には、地域脱炭素化促進事業又は準ずる事業の認定に係る地域の合意形成等に向けて協議する場合のいずれも、「別紙 地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シート」及び「(別表) 環境保全に係る基準への適合状況確認表」を添付してください。

再生可能エネルギー発電事業計画の認定に係る協議会参画依頼書

年 月 日

〇〇市町村長 殿

申請者

住所

氏名

(法人の場合には、名称及び代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地)

別紙の再生可能エネルギー発電事業計画の地域の合意形成等に向け、協議会を設置したいので、参画願います。

【解説】

- ・ この協議書は、温対法第 22 条の 2 に基づき地域脱炭素化促進事業の認定を希望する者、又は再エネ地域共生促進税条例第 3 条第 6 号に基づき「準ずる事業」の認定を希望する者が、ガイドライン 4 (1) ②事業者が協議会を設置する方法を選択する場合に、設置した協議会への参画依頼として、市町村に提出するものです。
- ・ 本協議書には、地域脱炭素化促進事業又は準ずる事業の認定に係る地域の合意形成等に向けて協議する場合のいずれも、「別紙 地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シート」及び「(別表) 環境保全に係る基準への適合状況確認表」を添付してください。

別紙 事業計画書兼認定判断シート

【事業計画の基本情報】

1 申請者

氏名又は名称	
住所 (法人の場合主たる 事務所の所在地)	
代表者の氏名 (法人の場合)	
主な出資者等	

2 地域脱炭素化促進事業等の目標（温室効果ガスの排出削減量に関する目標を含む）

--

3 地域脱炭素化促進事業等の実施期間

--

4 地域脱炭素化促進施設等の種類、規模、その他の整備の内容

--

5 地域脱炭素化促進施設等の整備の場所（別表「環境保全に係る基準への適合状況確認表」も併せて作成）

--

6 事業資金の金額及びその調達先等

--

【認定に係る要件と取組の内容】

1 地域脱炭素化促進施設等の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容

地域の課題等	左記を踏まえた取組の内容
上記事項に関する協議会の評価（※）	
適否の判断（※）	

2 地域脱炭素化促進施設等の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容

(1) 地域の環境の保全のための取組の内容

	現状	再エネ発電設備の設置により予想される影響	その対策（案）
住環境（騒音、振動等（工事期間を含む）・再エネ発電設備の影、反射光等			
自然環境・動植物			
景観・文化財等			

災害（過去の発生状況）等			
その他森林が果たしている機能（上記以外）			
その他（地域課題（環境面）の改善を図る取組、新たな環境価値の創出を伴う取組等）			
上記事項に関する協議会の評価（※）			
適否の判断（※）			

（２）地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容

地域の課題等	左記を踏まえた取組の内容
上記事項に関する協議会の評価（※）	
適否の判断（※）	

3 廃棄物・発生土の処理等に係る考え方

上記事項に関する協議会の評価（※）
適否の判断（※）

4 事業終了後の対応

上記事項に関する協議会の評価（※）
適否の判断（※）

5 地方公共団体実行計画等への適合状況

上記事項に関する協議会の評価（※）
適否の判断（※）

6 促進事業等の円滑かつ確実な実施

① 事業者が、地域脱炭素化促進施設等を設置する土地について、土地を利用する権利（所有権等）を有するか、又はこれを確実に取得することができるかと認められるか
② 再エネ発電設備をいわゆる電力系統に連携する場合（一般送配電事業者等の電気事業者が維持・運用する電線路と接続する場合）は、当該接続について電気事業者の同意を得ているか
③ 地域脱炭素化促進事業等を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであるか （「7 関係法令に規定する認可基準等への適合状況等」に同じ）
上記事項に関する協議会の評価（※）
適否の判断（※）

7 関係法令に規定する認可基準等への適合状況等

① 地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置その他の必要な体制を整備し、実施する計画となっているか									
② 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、地域脱炭素化促進事業等を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げる計画となっているか									
③ 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業等を営むに当たって、関係法令の規定を遵守する計画となっているか									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">関係法令・必要な許認可等</th> <th style="width: 33%;">許認可の見込み等の説明</th> <th style="width: 33%;">所管機関部署担当者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	関係法令・必要な許認可等	許認可の見込み等の説明	所管機関部署担当者等						
関係法令・必要な許認可等	許認可の見込み等の説明	所管機関部署担当者等							

上記事項に関する協議会の評価（※）

適否の判断（※）

8 地域の合意形成等の状況

○地域住民の意見等

上記事項に関する協議会の評価（※）

適否の判断（※）

9 総合判定（※）

適否の判断

その理由等

(別表) 環境保全に係る基準への適合状況確認表 (環境省マニュアル3-4-1より転記)

(1) 国が定める環境保全に係る基準 (促進区域設定に係る環境省令) への適合状況等

基準	適合状況等
①促進区域に含めない区域	
(ア) 国指定原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 (県内該当なし)	
(イ) 国立公園、国定公園の特別保護地区、海域公園地区、第一種特別地域	
(ウ) 国指定鳥獣保護区の特別保護地区	
(エ) 生息地等保護区の管理地区 (県内該当なし)	
②指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域 ※宮城県では、「指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域」の一部を、みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略において都道府県基準 (除外区域) としています。	
(オ) 生息地等保護区の監視地区 (県内該当なし)	
③環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項	
(カ) 国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	
(キ) 騒音その他生活への支障	

(2) 都道府県基準への適合状況等

基準	適合状況等
促進区域に含めない区域	
(ア) 国立公園・国定公園・県立公園の特別地域	
(イ) 砂防指定地	
(ウ) 地すべり防止地区	
(エ) 急傾斜地崩壊危険区域	
(オ) 土砂災害特別警戒区域	

(カ) 保安林	
(キ) 県指定鳥獣保護区の特別保護地区	
(ク) 県指定自然環境保全地域の特別地区	
(ケ) 水道水源特定保全地域	

(3) その他市町村が考慮すべき事項

※市町村において、適宜、項目の追加・削除を行って差し支えありません。

基準	考慮の内容
①環境保全の観点から考慮することが望ましい事項	
①-1 世界自然遺産（県内なし）	
①-2 ラムサール条約湿地	
①-3 国指定鳥獣保護区	
①-4 環境省レッドリスト・県レッドリスト掲載種	
①-5 生物多様性保全上重要な里山地区（重要里地里山）	
①-6 生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）	
①-7 生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域）	
①-8 自然再生の対象となる区域	
①-9 保護林、緑の回廊（国有林野）	
①-10 史跡、名勝、天然記念物及び重要文化的景観（文化財保護法）	
①-11 風致地区（都市計画法）	
①-12 特別緑地保全地区（都市緑地法）	

①-13 歴史的風土特別保存地区（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法）（県内なし）	
①-14 近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法・近畿圏の保全区域の整備に関する法律）（県内なし）	
①-15 環境保全の観点から配慮することが望ましい事項を示す都道府県独自制度（条例等）	
② 社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項	
②-1 河川区域（河川法）	
②-2 土砂災害警戒区域等（土砂災害防止法）	
②-3 保安林のうち航行目標保安林（森林法） （県基準において促進区域から除外する区域としているもの）	
②-4 保安林予定森林等（森林法）	
②-5 世界文化遺産（世界遺産条約）（県内なし）	
②-6 優良農地（農地法、農業振興地域の整備に関する法律、農山漁村再エネ法）	
②-7 港湾（港湾法）	
②-8 航空施設（航空法）	
②-9 気象レーダー	
②-10 防衛施設	
②11-11 文化財＜史跡、名勝、天然記念物及び重要文化的景観以外のもの＞（文化財保護法）	

※国が定める環境保全に係る基準等のうち、各規制区域等に関しては環境省の環境アセスメントデータベース等で確認してください。（<https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbbs/>）

【記入要領】

I 全体について

- ・ この「別紙 地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シート」は、「参考様式第1号 再生可能エネルギー発電事業計画の認定に係る協議依頼書」又は「参考様式第2号 再生可能エネルギー発電事業計画の認定に係る協議会参画依頼書」に添付するものである。
- ・ 図面、写真、グラフ等の資料を添付し、住民等にも理解しやすい内容とすること。
- ・ 各欄は記載する内容に合わせて適宜行を追加して使用してください。「別添のとおり」として、別に資料を用意しても差し支えない。
- ・ (※)のついている欄(上記事項に関する協議会の評価、適否の判断、9 総合判定)には、何も記入しないこと。
- ・ 各項目の基準等詳細については、環境省マニュアルを併せて参照すること。

II 各項目について

【事業計画の基本情報】

1 申請者

- ・ 「参考様式第1号 再生可能エネルギー発電事業計画の認定に係る協議依頼書」又は「参考様式第2号 再生可能エネルギー発電事業計画の認定に係る協議会参画依頼書」の申請者と同じ者とすること。
- ・ 合同会社等、協議を申請する事業のために作られた企業が申請者である場合、参考として、「主な出資者等」に、出資者の出資比率や株主の株の保有比率等を記載すること。なお、県内の出資者等は、出資比率等が低い場合でも特記すること。

2 地域脱炭素化促進事業等の目標(温室効果ガスの排出削減量に関する目標を含む)

- ・ 年間発電量の目標や、事業による温室効果ガス排出量の削減見込量等を記述すること。
(CO₂ 排出削減見込み量の計算例)
○○kW(発電出力) × 24 時間 × 365 日 × ○○% (設備利用率)
× ○○kg-CO₂/kWh (CO₂ 排出係数)
- ・ 本計画書を提出する市町村において地方公共団体実行計画を策定している場合は、当該計画に定める目標等の達成への寄与や整合性についても併せて記述すること。

3 地域脱炭素化促進事業等の実施期間

- ・ 再エネ発電設備の整備を行う期間、再エネ発電設備の稼働期間等の計画を記述すること。

4 地域脱炭素化促進施設等の種類、規模、その他の整備の内容

- ・ 再エネ発電設備及びその附属設備の種類、出力、設置面積等について記述すること。
- ・ 図等を用いて、住民等がその規模等をイメージしやすいものとなるよう配慮すること。
- ・ バイオマス発電の場合は、バイオマスの種類ごとに、それぞれの調達先その他当該バイオマスの出所に関する情報についても記述すること。

5 再エネ発電設備の整備の場所

- ・ 本様式には、大まかな場所の地番等を記述するとともに、別途地図等を作成し、住民等がその場所等をイメージしやすいものとなるよう配慮すること。
- ・ 別表「環境保全に係る基準への適合状況確認表」において、地域脱炭素化促進事業としての認定を希望する場合、再エネ発電設備の事業区域に(1)①、(2)の国や県が定める「促進区域に含めない区域」(除外区域)が含まれないことを確認し、記載すること。
- ・ また、別表(1)②「指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域」、③「環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項」、及び(3)「その他市町村が考慮すべき事項」については、事業区域内に各区域が含まれていないかを確認し、含まれている場合は、事業に当たっての環境等への考慮や対策の内容を記載すること。

- ・ 「準ずる事業」としての認定を希望する場合、別表（１）～（３）の適合状況等の欄には、各区域が含まれていないか、及び含まれている場合には、事業に当たっての環境等への考慮や対策の内容等について記載すること。

6 事業資金の金額及びその調達先等

- ・ 事業に必要な資金（設備の設置及び事業開始後の運用・維持に要する経費を含む）及びその調達に係る計画について、本欄（もしくは別途資料を添付）に可能な限り詳細に記述すること。
- ・ その際、住民等が理解しやすい内容となるよう配慮すること。

【認定に係る要件と取組の内容】

1 地域脱炭素化促進施設等の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容

- ・ 市町村、事業に関係する自治会、地域の産業団体、関係者・関係機関等からの地域の課題・要望等を踏まえて記述すること。

2 地域脱炭素化促進施設等の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容

（１）地域の環境の保全のための取組の内容

- ・ 必要な調査の実施や調査結果を踏まえた事業計画の決定等以外の、環境保全の見地から地域で課題となっている事項について環境の改善を図る取組等があれば記述すること。
- ・ 市町村、事業に関係する自治会、地域の産業団体、関係者・関係機関等からの地域の課題・要望等を踏まえて記述すること。

（２）地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容

- ・ 市町村、事業に関係する自治会、地域の産業団体、関係者・関係機関等からの地域の課題・要望等を踏まえて記述すること。

3 廃棄物・発生土の処理等に係る考え方

- ・ 再エネ発電設備の建設に伴って発生する見込みの廃棄物や発生土等の処理方法等について記述すること。

4 事業終了後の対応

- ・ 設備の撤去並びに原状回復等、事業終了後の計画について記述すること。
- ・ 上記の対応を行う際に必要となる必要の概算と、積立方法、期間、調達方法等についても記述すること。

5 地方公共団体実行計画等への適合状況

- ・ 地方公共団体実行計画が策定されている市町村にあっては、当該計画の該当部分を抜粋するなどし、適合状況等を記述すること。
- ・ 策定されていない場合は、市町村が定めている関連する既存の計画への適合状況等について記述すること

6 地域脱炭素化促進事業等の円滑かつ確実な実施

- ①事業者が、地域脱炭素化促進施設等を設置する土地について、土地を利用する権利（所有権等）を有するか、又はこれを確実に取得することができるか認められるか。
 - ・ 本計画書作成時点での、事業に必要な土地の取得の見込み等について記述すること。
- ②再エネ発電設備をいわゆる電力系統に連系する場合（一般送配電事業者等の電気事業者が維持・運用する電線路と接続する場合は、当該接続について電気事業者の同意を得ているか。
 - ・ 本計画書作成時点での、電力系統連系に係る一般送配電事業者との協議の状況等について記述すること。

7 関係法令に規定する認可基準等への適合状況等

- ① 地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、維持管理するため、柵又は塀の設置その他の必要な体制を整備し、実施する計画となっているか
- ② 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、地域脱炭素化促進事業等を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げる計画となっているか
 - ・ 本計画書作成時点での、保守点検及び維持管理等に係る体制及び取組内容等について記述すること。
- ③ 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業等を営むに当たって、関係法令の規定を遵守する計画となっているか
 - ・ 本計画書作成時点での、関係法令・必要な許認可等について列記するとともに、許認可の見通し等について記述すること

8 地域の合意形成等の状況

- ・ 本計画書作成に当たって行った、市町村、事業に関係する自治会、地域の産業団体、関係者・関係機関等からの意見聴取の際における、事業実施に係る意見等について記述すること。

9 農山漁村再エネ法に基づく認定設備整備計画に準ずる事業として認定を受けたい場合

- ・ 農山漁村再エネ法に基づく認定設備整備計画に準ずる事業として認定を受けたい場合も、この様式を使用しますが、地域脱炭素化促進事業に準ずる事業としての認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」が、認定設備整備計画に準ずる事業としての認定時には、「自然環境の保全との調和」や「農林漁業の健全な発展に資する取組」になるなど、温対法と農山漁村再エネ法では異なること等に留意すること。

災害（過去の発生状況）等	直近では、平成〇年の〇〇台風の際に、町内の一部で土砂崩れが発生し、〇棟が被害を受けるとともに、町内の流れる〇〇川が氾濫し、一部床上浸水の被害が発生している。	再エネ発電設備の設置に伴う森林伐採等により、何の対策も行わなければ、大雨（〇〇mm/h以上）の際は、〇〇川に流入する流量が増加し、〇〇mm水位を上昇させる危険性がある。	国が定める基準を上回る容量を有する防災調整池の設置等により、〇〇年に一度の大雨時にも災害発生リスクを上昇させない対策を行う。（詳細は別添「防災対策工事の概要」参照）
その他森林が果たしている機能（上記以外）	町内の一部の地区で井戸水を利用している。	井戸水を利用している地区は、再エネ発電設備の計画地から約〇〇km離れており、伐採を行うエリアは水源とはなっていないと考えられる。	地下水の流域は不明確な部分もあることから、継続的にモニタリング調査を行う。
その他（地域課題（環境面）の改善を図る取組、新たな環境価値の創出を伴う取組等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ○○○○… ・ ○○○○… 		
上記事項に関する協議会の評価（※）			
適否の判断（※）			

（２）地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容

地域の課題等	左記を踏まえた取組の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口が減少しており、就労の場を確保し、若者人口を増やしたい。 ・ 〇〇温泉への宿泊客等が減少しており交流人口を増やしたい。 ・ 林業は就業者が減少しており、効率的に事業を行えるよう林道等を整備する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ○○○○… ・ ○○○○…
上記事項に関する協議会の評価（※）	
適否の判断（※）	

3 廃棄物・発生土の処理等に係る考え方

- ・ 建設時に発生する廃棄物、発生土については、処分施設に持ち込み、適切に処理するものとする。
(詳細は別添「廃棄物・発生土処理計画書」参照)

上記事項に関する協議会の評価 (※)

適否の判断 (※)

4 事業終了後の対応

- ・ FIP 買取期間終了後も、再エネ発電設備をリプレースし、最低40年間は事業を継続する。
- ・ 事業終了時は、速やかに再エネ発電設備を撤去し、植林等を行い、森林として原状回復する。
- ・ 当該撤去・原状回復に要する費用に充てるため、毎年度収入金の〇%を積み立てるものとする。

上記事項に関する協議会の評価 (※)

適否の判断 (※)

5 地方公共団体実行計画等への適合状況

〇〇町は、地球温暖化対策推進法に規定された地方公共団体実行計画(区域施策編)をまだ策定していないが、本事業計画が同法に規定された地域脱炭素化促進事業に認定されることとなった場合は、今後策定予定の地方公共団体実行計画が本事業計画と整合が取られた内容となるよう配慮されることで、町と合意している。

上記事項に関する協議会の評価 (※)

適否の判断 (※)

6 促進事業等の円滑かつ確実な実施

<p>① 事業者が、地域脱炭素化促進施設等を設置する土地について、土地を利用する権利（所有権等）を有するか、又はこれを確実に取得することができるか認められるか</p> <p>・ 土地の権利は未取得であるが、地権者とは、事業実施が可能となれば、賃貸借契約を締結する旨で覚書を結んでいる。</p>
<p>② 再エネ発電設備をいわゆる電力系統に連携する場合（一般送配電事業者等の電気事業者が維持・運用する電線路と接続する場合は、当該接続について電気事業者の同意を得ているか</p> <p>・ 接続について同意が得られる見込みであることについて、一般送電事業者を確認済みである。</p>
<p>③ 地域脱炭素化促進事業等を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであるか</p> <p>（「7 関係法令に規定する認可基準等への適合状況等」に同じ）</p>
<p>上記事項に関する協議会の評価（※）</p>
<p>適否の判断（※）</p>

7 関係法令に規定する認可基準等への適合状況等

<p>① 地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置その他の必要な体制を整備し、実施する計画となっているか</p> <p>・別添「〇〇施設維持管理計画」に基づき、適切に維持管理を行う予定である。</p>						
<p>② 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、地域脱炭素化促進事業等を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げる計画となっているか</p> <p>・別添「〇〇施設維持管理計画」に基づき、適切に維持管理を行う予定である。</p>						
<p>③ 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業等を営むに当たって、関係法令の規定を遵守する計画となっているか</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>関係法令・必要な許認可等</th> <th>許認可の見込み等の説明</th> <th>所管機関部署担当者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然公園法</td> <td>〇〇年〇月申請済、〇月許可予定</td> <td>〇〇課〇〇班 〇〇技師</td> </tr> </tbody> </table>	関係法令・必要な許認可等	許認可の見込み等の説明	所管機関部署担当者等	自然公園法	〇〇年〇月申請済、〇月許可予定	〇〇課〇〇班 〇〇技師
関係法令・必要な許認可等	許認可の見込み等の説明	所管機関部署担当者等				
自然公園法	〇〇年〇月申請済、〇月許可予定	〇〇課〇〇班 〇〇技師				

地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書

○年○月○日

○市町村長 殿

申請者
住所
氏名

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

【解説】

- ・ この申請書は、温対法認定省令第3条第1項で規定された様式です。
- ・ 地域脱炭素化促進事業としての認定を希望する事業者が、市町村宛てに提出するものです。
- ・ ガイドライン4（1）①、②の協議会を設置する方法を選択した場合には、協議会での決議後に本様式を提出してください。
- ・ 事業者は、事業を行う予定の区域が、促進区域として設定されていることを前提として、本申請書を提出します。
- ・ 「別紙」については、「地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シート」ではなく、温対法認定省令第3条第1項で規定された様式を使用する必要があります。「地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シート」を使用して協議会での協議を行った場合は、その内容を転記するなどして対応してください。

〇〇〇〇第〇〇号
年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇 殿

市町村長

地域脱炭素化促進事業計画に係る認定について（通知）

年月日付けで認定の申請があった地域脱炭素化促進事業計画について、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項の規定に基づき、認定します。

また、本認定に係る地域脱炭素化促進事業計画に従い行う、地域脱炭素化促進施設の整備又は同施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に係る行為に関し、許可権者の同意を得たものは、当該許可等があったものとみなされます。

記

1 認定の内容

別添地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書の写しのとおり

2 個別法の特例措置

特例措置の種類		特例措置の活用
温泉法	第3条第1項	有 別紙○参照
森林法		
農地法		
自然公園法		
河川法		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		

3 認定の条件

- (1) 認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる地域脱炭素化促進施設の整備、同施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組、地域の環境の保全のための取組、並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の実施状況について、〇〇市町村に対し、時期を定めて報告すること。
- (2) 認定地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとするときは、遅滞なく、〇〇市町村地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、〇〇市町村の認定を受ける必要があります。ただし、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（令和4年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）で定める軽微な変更の場合は、遅滞なく、その旨を〇〇市町村に届け出てください。
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の11に基づく環境影響評価法（平成9年法律第81号）の特例の適用を受けた場合は、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づく評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）受領後、認定地域脱炭素化促進事業計画の変更申請を行ってください。
- (4) 地熱発電事業に関し、掘削調査段階で地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた場合は、施設の規模等の決定後に、改めて施設整備等に関する認定を受ける必要があります。
- (5) 以下の項目のいずれかに該当すると認める場合は、本認定を取り消すものとします。
 - ① 地域脱炭素化促進事業計画に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき
 - ② 地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合しないものとなったとき
 - ③ 地域脱炭素化促進事業計画に記載された内容が、円滑かつ確実に実施される見込みがなくなったとき
 - ④ その他地域脱炭素化促進事業計画の認定基準に適合しないものとなったとき

【解説】

- ・ この認定書は、地域脱炭素化促進事業としての認定を希望する事業者から、別記様式第1「地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書」の提出を受けた市町村が、地域脱炭素化促進事業計画の認定をする場合に、申請のあった事業者あてに送付するものです。
- ・ 本様式は、環境省マニュアルの付録（様式集）で参考様式として示されたものです。
- ・ ガイドライン4（2）⑩で述べているとおり、協議会での協議結果として、認定「否」となった場合には、事業者は、事業の内容等について再検討することが適切としておりますので、ガイドラインには不認定の場合の様式を掲載していませんが、不認定の場合の様式についても、環境省マニュアルの付録（様式集）で参考様式として示されています。

地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書

○年○月○日

○○市町村長 殿

申請者
住所
氏名

年 月 日付けで認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画について、下記のとおり変更したいので、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の3第1項の規定に基づき、認定を申請します。

【解説】

- ・ この申請書は、温対法認定省令第8条第1項で規定された様式です。
- ・ 地域脱炭素化促進事業として認定を受けた後に、事業計画を変更する場合、その変更の認定を受けるため、事業者が市町村長あてに提出する様式です。
- ・ なお、事業者は、事前に市町村に対して相談し、変更の内容により協議会での協議が必要であると判断される場合には、変更認定申請の前に協議会での協議を実施してください。

様式第1号

再生可能エネルギー発電事業計画に係る市町村長の認定について（申請）

年 月 日

○市町村長 殿

申請者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第7条第1項の規定により、別紙の事業計画について認定を受けたいので、申請します。

【解説】

- ・ この申請書は、再エネ地域共生促進税条例施行規則第18条で規定された様式です。
- ・ 「準ずる事業」としての認定を希望する事業者が、県に準ずる事業としての認定を申請する前に、市町村の認定を申請するため、提出するものです。
- ・ 添付書類は、再エネ地域共生促進税条例施行規則第7条第4項及び第5項の知事への認定申請に関する規定に準じて、知事への認定申請時の提出書類と同一のものを提出してください。（詳細は様式第2号の解説を参照。）
- ・ 添付書類のうち、事業計画書については、協議会での協議の際に使用した「別紙 事業計画書兼認定判断シート」を使用することが可能です。

再生可能エネルギー発電事業計画に係る知事の認定について（申請）

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第7条第4項の規定により、別紙の事業計画について認定を受けたいので、申請します。

【解説】

- ・ この申請書は、再エネ地域共生促進税条例施行規則第18条で規定された様式です。
- ・ 「準ずる事業」としての認定を希望する事業者が、市町村から準ずる事業としての認定を受けた後に、県に対して提出するものです。
- ・ 本申請書へは、以下の書面を添付します。①の事業計画書は任意様式となりますが、(1)から(5)までに掲げる事項を記載したものとし、協議会での協議の際に使用した「別紙 事業計画書兼認定判断シート」を使用することが可能です。

① 事業計画書

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 再生可能エネルギー発電事業の実施期間
- (3) 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の種類及び規模その他の再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置（以下「設備の設置」という。）に関する事項
- (4) 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の撤去並びに原状回復に関する事項
- (5) 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める事項
 - イ 認定地域脱炭素化促進事業に準ずるものとして準ずる事業の認定を受けようとする場合 次の（イ）から（ホ）までに掲げる事項
 - （イ） 再生可能エネルギー発電事業の目標
 - （ロ） 設備の設置と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容
 - （ハ） 設備の設置並びに（ロ）の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲
 - （ニ） 設備の設置並びに（ロ）の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
 - （ホ） 設備の設置と併せて実施する地域の環境の保全のための取組及び地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容
- ロ 認定設備整備計画に準ずるものとして同条第六号の認定を受けようとする場合 次の（イ）から（二）までに掲げる事項
 - （イ） 第三号の設置と併せて実施する農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保、農林漁業関連施設の整備、農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進、農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の内容
 - （ロ） 設備の設置並びに（イ）の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲

(ハ) 設備の設置並びに(イ)の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(ニ) 設備の設置の用に供する土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その他の
第三号の設置に際し配慮すべき事項に関する取組の内容

- ② 申請者が法人である場合にあつてはその定款又はこれに代わる書面
- ③ 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書面を保有していない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書面）
- ④ 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の位置、規模、構造及び配置を明らかにした図面
- ⑤ 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置をしようとする場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができることを認められるための書面
- ⑥ バイオマスの種類ごとに、それぞれの調達先その他当該バイオマスの出所に関する情報を示す書面（バイオマス発電設備に係る認定を申請する場合に限る。）
- ⑦ 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続について当該電気事業者の同意を得ていることを証明する書面の写し
- ⑧ 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の点検及び保守その他の再生可能エネルギー発電事業の実施体制に関する書面
- ⑨ 申請に係る再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令・条例に係る手続の実施状況を示す書面
- ⑩ 申請に係る再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令・条例を遵守する旨の誓約書
- ⑪ 設備所在市町村の長の認定を証する書面
- ⑫ その他知事が必要と認める書面

再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定通知書

住所
氏名

年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第7条第6項の規定により、下記のとおり { 認定
一部を認定 } します。

年 月 日

宮城県知事



記

- 1 再生可能エネルギー発電設備の所有者
- 2 再生可能エネルギー源の種類
- 3 再生可能エネルギー発電設備の名称
- 4 再生可能エネルギー発電設備の所在地
- 5 認定の条件
- (6 一部不認定の理由)

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

【解説】

- ・ この認定書は、知事が準ずる事業として認定する場合に、申請者宛てに発出するものです。
- ・ 市町村長の認定については、規則では様式を定めておりませんので、本認定書や、環境省マニュアル 参考様式第1「地域脱炭素化促進事業計画に係る認定について（通知）」を参考にしてください。
- ・ 「5 認定の条件」については、再エネ地域共生促進税条例施行規則第7条第8項の規定の範囲内で、条件を付すことができます。例えば、環境影響評価の対象となる事業等については、その手続後に事業計画が変更になる可能性がありますので、同条同項第1号の条件を付した上で認定することが考えられます。

様式第 6 号

再生可能エネルギー発電事業計画に係る市町村長の変更認定について（申請）

年 月 日

〇〇市町村長 殿

申請者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号で認定を受けた事業計画について、下記のとおり変更したいので、再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第 8 条第 1 項の規定により、認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更の理由
- 3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

【解説】

- ・ この申請書は、再エネ地域共生促進税条例施行規則第 18 条で規定された様式です。
- ・ 準ずる事業として認定を受けた後に、事業計画を変更する場合、その変更の認定を受けるため、事業者が市町村長あてに提出する様式です。
- ・ 添付書類は、再エネ地域共生促進税条例施行規則第 8 条第 3 項及び第 4 項の知事への認定申請に関する規定に準じて、知事への認定申請時の提出書類と同一のものを提出してください。（詳細は様式第 7 号の解説を参照。）

再生可能エネルギー発電事業計画に係る知事の変更認定について（申請）

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者
住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で認定を受けた事業計画について、下記のとおり変更したいので、再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第8条第3項の規定により、認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更の理由
- 3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

【解説】

- ・ この申請書は、再エネ地域共生促進税条例施行規則第18条で規定された様式です。
- ・ 準ずる事業として認定を受けた後に、事業計画を変更する場合、その変更の認定を受けるため、事業者が知事あてに提出する様式です。
- ・ 様式第6号「再生可能エネルギー発電事業計画に係る市町村長の変更認定について（申請）」を市町村長あてに提出し、その認定を受けた後に知事に提出してください。
- ・ この申請書には、以下の書面を添付してください。（なお、②、③のうち、各取組の実施状況を記載した書面については、事業を実施中に計画変更する場合に添付します。）
 - ① 当初認定申請の際に添付した書面（ただし、当初認定のときから内容が変わらないものは、省略することができます。省略する場合は、省略する書面の名称を3に記載してください。）
 - ② 認定地域脱炭素化促進事業に準ずるものとして認定を受けようとする場合は、設備の設置、脱炭素化のための取組、地域の環境の保全のための取組及び地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の実施状況を記載した書面（任意様式）
 - ③ 認定設備整備計画に準ずるものとして認定を受けようとする場合は、設備の設置及び農林漁業の健全な発展に資する取組の実施状況を記載した書面（任意様式）
 - ④ 市町村長の変更認定を証する書面

再生可能エネルギー発電事業計画に係る変更認定通知書

住所
氏名

年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第8条第5項で準用する第7条第6項の規定により、下記のとおり認定します。

年 月 日

宮城県知事



記

- 1 再生可能エネルギー発電設備の所有者
- 2 再生可能エネルギー源の種類
- 3 再生可能エネルギー発電設備の名称
- 4 再生可能エネルギー発電設備の所在地
- 5 認定の条件

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

【解説】

- ・ この認定書は、準ずる事業の計画について変更の認定申請があった場合に、知事から申請者宛てに発出するものです。
- ・ 市町村長の認定については、規則では様式を定めておりませんので、本認定書や、環境省マニュアル 参考様式第1「地域脱炭素化促進事業計画に係る認定について（通知）」を参考にしてください。

再生可能エネルギー発電事業計画に係る変更届出書

年 月 日

{ 宮城県知事
〇〇市町村長 } 殿

申請者
住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号で { 知事
市町村長 } の { 認定
変更認定 } を受けた

再生可能エネルギー発電事業計画について、下記のとおり変更がありましたので、再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第 8 条第 7 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更日
- 3 変更の理由

【解説】

- ・ この届出書は、再エネ地域共生促進税条例施行規則第 18 条で規定された様式です。
- ・ 準ずる事業として市町村長及び知事の認定を受けた後に、再エネ地域共生促進税条例施行規則第 8 条第 6 項に規定する「軽微な変更」に該当する計画の変更をした場合に、事業者が市町村長及び知事あてに提出する様式です。（知事の認定を受ける前に計画を変更した場合は、知事宛てに提出することは要しません。）
- ・ 行おうとする変更の内容が「軽微な変更」に該当するかを事前に県（次世代エネルギー室）へ確認してください。

市町村担当部署一覧

番号	市町村名	担当課	電話番号
1	仙台市	環境局環境部脱炭素経営推進課	022-214-8057
2	石巻市	市民生活部環境課	0225-95-1111 (内線 3368)
3	塩竈市	市民生活部環境課	022-365-3377
4	気仙沼市	市民生活部生活環境課	0226-22-3417
5	白石市	市民経済部環境課	0224-22-1314
6	名取市	生活経済部クリーン対策課	022-724-7159
7	角田市	市民福祉部生活環境課	0224-63-2118
8	多賀城市	都市産業部環境施設課	022-368-4126
9	岩沼市	市民経済部生活環境課	0223-23-0584
10	登米市	市民生活部環境課	0220-58-5553
11	栗原市	市民生活部環境課	0228-22-3350
12	東松島市	復興政策部 SDG s ・ 脱炭素社会推進課	0225-82-1111
13	大崎市	市民協働推進部環境保全課	0229-23-6074
14	富谷市	企画部企画政策課	022-358-0517
15	蔵王町	環境政策課	0224-33-3007
16	七ヶ宿町	ふるさと振興課	0224-37-2194
17	大河原町	町民生活課	0224-53-2114
18	村田町	町民生活課	0224-83-6401
19	柴田町	町民環境課	0224-55-2113
20	川崎町	町民生活課	0224-84-2112
21	丸森町	町民税務課	0224-72-3012
22	亘理町	町民生活課 生活環境班・ゼロカーボン推進班	0223-34-1113
23	山元町	町民生活課 生活班	0223-37-1112
24	松島町	総務課	022-354-5782
25	七ヶ浜町	町民生活課 環境生活係	022-357-7455
26	利府町	町民生活部 生活環境課	022-767-2119
27	大和町	町民生活課	022-345-1117
28	大郷町	町民課	022-359-5504
29	大衡村	住民生活課	022-341-8512
30	色麻町	町民生活課	0229-65-2156
31	加美町	地球温暖化対策室	0229-63-8008
32	涌谷町	企画財政課	0229-43-2112
33	美里町	まちづくり推進課	0229-33-2180
34	女川町	企画課	0225-54-3131 (内線 243)
35	南三陸町	環境対策課	0226-46-5528

協議会規約例

〇〇協議会規約（例）

令和〇年〇月〇日制定

第1章 総則

（名称）

第1条 この協議会は、〇〇協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、〇県〇市〇（〇庁舎内〇階）に置く。

（目的）

第3条 協議会は、〇〇発電事業について、「再生可能エネルギー地域共生促進税条例（令和5年宮城県条例第34号）」第3条第6号に掲げる、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」に基づく認定地域脱炭素化促進事業計画及び「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）」に基づく認定設備整備計画に準ずる事業計画としての認定に関して協議を行うため設置する。

（協議）

第4条 協議会は前条の目的を達成するため、〇〇発電事業計画について、次の各号に掲げる事項を協議する。

- 一 施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容
- 二 施設の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容
- 三 廃棄物・発生土の処理等に係る考え方
- 四 事業終了後の対応
- 五 地方公共団体実行計画等への適合状況
- 六 事業の円滑かつ確実な実施
- 七 関係法令に規定する認可基準等への適合状況等
- 八 地域の合意形成等の状況
- 九 その他必要と認められる事項

第2章 構成員等

（協議会の構成員）

第5条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めるときは、別表1に掲げる委員以外の新たな委員を任命することができる。

2 委員の任期は〇年とし、再任を妨げないものとする。

（届出）

第6条 構成員は、その氏名又は住所（構成員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

一 会長 1名

二 副会長 〇名

(三 監事 〇名)

2 前項の役員は、第5条の構成員の中から協議会の会議において選任する。

3 会長、副会長(及び監事)は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(3 監事は、協議会の会計を監査する。また監事は、監査を行ったときは、その結果を協議会に報告しなければならない。)

(役員任期)

第9条 役員任期は、〇年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の承認を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その会議の開催の日の〇日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、承認の前に弁明する機会を与えるものとする。

一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき

第4章 会議

(会議招集)

第12条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、構成員の〇分の一以上の者から会議の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない。

(会議運営)

第13条 会議は、構成員現在数の〇〇(例:過半数)の出席がなければ開くことができない。

2 構成員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者を報告することにより、代理

の者を出席させることができる。

- 3 会議の議事は原則として出席者全員の合意形成が図られることをもって決するものとする。
- 4 出席者全員の合意形成が図ることが困難であると会長が判断する場合は、前項に関わらず、別表2に定める「協議すべき認定要件等」ごとに「決議において意見を尊重すべき構成員」の列の構成員の意見を尊重して決するものとする。
- 5 協議会は、構成員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

((会議の公開)
第14条 会議は、非公開で行う。) ※必要に応じて追加。追加する場合、以下条ずれ。

(議事録)

- 第14条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - 一 開催日時及び開催場所
 - 二 構成員の現在数、当該会議に出席した構成員数及び当該会議に出席した構成員の氏名
 - 三 議案
 - 四 議事の経過の概要及びその結果
 - 3 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。
 - 4 議事録は原則として公表することとし、事務局で閲覧させるとともにホームページに掲示することによりこれを行う。ただし、個人情報、法人その他の団体や個人の営業に関する情報等であって、公表された場合、特定の者に不利益が生ずるおそれがあるものは非公表とするものとする。

(協議結果の尊重義務)

- 第15条 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第16条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、〇〇に事務局を置く。
- 2 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
 - 3 事務局長は、会長が任命する。
 - 4 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(書類及び帳簿の備付け)

- 第17条 協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
- 一 協議会規約及び前条各号に掲げる規定
 - 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
 - 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
 - 四 その他前条各号に掲げる規定に基づく書類及び帳簿

第6章 協議会規約の変更、協議会が解散した場合の措置等

(規約の変更等)

第18条 この規約を変更する場合には、会議において出席者の承認を経るものとする。

(協議会の解散)

第19条 協議会を解散する場合は、構成員の○分の○以上の同意を得なければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

第7章 雑則

(細則)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和○年○月○日から施行する。

別表1

協議会の構成員

番号	項目	構成員
①	市町村	担当課長等
②	行政機関	関係行政機関・関係地方公共団体（担当者等）
③	地域住民	自治会や住民団体の代表者
④	産業団体	森林組合・農協・漁協・観光協会・商工会等の代表者
⑤	有識者	社会科学・再エネ・自然環境・景観・土木(災害)・文化を研究する大学教授等
⑥	事業者	再エネ発電設備設置を計画する事業者（担当者等）
⑦	その他市町村長が必要と認める者（環境保護団体、再エネ事業者団体、金融機関等）	

別表2

協議すべき認定要件と決議において特に意見を尊重すべき構成員

番号	協議すべき認定要件等		認定の適否の協議における評価のポイント		決議において特に意見を尊重すべき構成員
			促進区域等設定済み	促進区域等未設定	
1	地域脱炭素化促進施設等の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容			地域の実情、地域住民、産業団体の要望等を踏まえた適切な取組の内容となっているか等	地域住民 産業団体 (市町村) ※3
2	地域脱炭素化促進施設等の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容	(1)	地域の環境の保全のための取組の内容	<p>地方公共団体実行計画に定めた取組方針等と整合性が図られているか(環境省マニュアル7-4-1.の表7-3に定める考え方を満たしているか否か)等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情、地域住民、産業団体の要望等を踏まえた適切な取組の内容となっているか等 ・ 環境省マニュアル3-4-2.「国が定める環境保全に係る基準」、3-4-3.「都道府県基準」、3-4-4.「その他市町村が考慮すべき事項」に照らして適切な事業計画となっているか ・ 環境省マニュアル3-7.の「表3-10地域の環境保全のための取組の参考となるガイドライン類」に照らして適切な事業計画となっているか ・ 環境影響評価対象の場合、配慮書等に対する意見が、適切に事業計画等に反映されているか 	地域住民 産業団体 (市町村) ※3
		(2)	地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容	地域の実情、産業団体の要望等を踏まえた適切な取組の内容となっているか等	地域住民 産業団体 (市町村) ※3
3	廃棄物・発生土の処理等に係る考え方		実施可能なものであり、関係法令等に照らして適正なものであるか等		市町村 行政機関

番号	協議すべき認定要件等	認定の適否の協議における評価のポイント		決議において特に意見を尊重すべき構成員
		促進区域等設定済み	促進区域等未設定	
4	事業終了後の対応	地域の実情・地域住民の要望等を踏まえた適切な取組の内容となっているか等		地域住民
5	地方公共団体実行計画等への適合状況	市町村が定める地方公共団体実行計画等との整合性が図られているか等を協議会で評価の上判断		市町村
6	促進事業等の円滑かつ確実な実施	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第5条の基準を満たしているか環境省マニュアル7-4-2.の表7-4に定める考え方を満たしているか否か等		—
7	関係法令に規定する認可基準等への適合状況等	環境省マニュアル7-4-3.の表7-5に定める考え方を満たしているか否か等		—
8	地域の合意形成等の状況	地域住民、産業団体の意見、説明会の状況等により、総合的に評価の上判断		地域住民 産業団体
9	総合判定	—		—

- ※1 有識者は、決議においては「2（1）地域の環境の保全のための取組の内容」等に関して助言等を行うものとしします。
- ※2 事業者は、決議には加わらないものとしします。
- ※3 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施する取組に関する事項については、市町村が地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定済みであり、当該計画の中でそれらの事項に関する方針を定めている場合は、その方針に合致しているか否かを踏まえた上で判断するものとしします。この場合は、市町村も「決議において特に意見を尊重すべき構成員」であることとしします。
- ※4 ※3に示す方針が定められていない場合は、事業者の取組が、環境省マニュアル3-7.に表3-10として示される「地域の環境の保全のための取組の参考となるガイドライン類」を踏まえたものであるか否かについて、協議会の場等において確認し、判断するものとしします。
- ※5 「8 関係法令に規定する認可基準等への適合状況等」については、協議会においては、許可基準に適合するかどうかの判断を行うものではなく、あくまで適合状況等の確認にとどめるものとしします。
- ※6 その他、温対法施行規則や、「みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略」で定めている温対法第21条第6項に規定する促進区域の設定に関する基準を満たしているかどうかを確認する必要があるため留意が必要です。